

第10回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成16年 1月13日(火) 13:30~15:37					
開催場所	松山町 青少年交流館 2階 会議室					
委員の出欠	委員長 (田尻町長)	堀江 敏正		委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智	
出席者 欠席者×	副委員長 (古川市議会議員)	佐藤 清隆		委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男	
	副委員長 (鳴子町住民代表)	吉田 惇一		委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫	
	委員 (古川市助役)	橋本 正敏		委員 (古川市住民代表)	門脇 基	
	委員 (松山町長)	狩野 猛夫		委員 (古川市住民代表)	高橋 義宣	
	委員 (三本木町長)	佐藤 武一郎		委員 (松山町住民代表)	小原 文夫	
	委員 (鹿島台町長)	鹿野 文永		委員 (松山町住民代表)	丸 一男	
	委員 (岩出山町長)	佐藤 仁一		委員 (三本木町住民代表)	伊東 茂	
	委員 (鳴子町長)	高橋 勇次郎	×	委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一	
	委員 (松山町議会議員)	氷室 勝好		委員 (鹿島台町住民代表)	武藤 利孝	
	委員 (三本木町議会議員)	佐々木 吉一		委員 (鹿島台町住民代表)	阿部 雅良	
	委員 (鹿島台町議会議員)	門間 忠		委員 (岩出山町住民代表)	佐藤 技	
	委員 (岩出山町議会議員)	遠藤 悟		委員 (岩出山町住民代表)	鹿野 孝	
	委員 (鳴子町議会議員)	中鉢 昇	×	委員 (鳴子町住民代表)	八畷 利恵	
	委員 (田尻町議会議員)	三神 祐司		委員 (田尻町住民代表)	及川 睦男	
	委員 (古川市議会議員)	佐藤 勝		委員 (田尻町住民代表)	白旗 成典	
	委員 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (宮城県市町村課)	菅原 久吉	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (古川地方県事務所)	千葉 修生	
委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		出席者 35 名・欠席者 2 名			
事務局	協議会 会長 佐々木謙次, 事務局長 佐藤吉昭, 事務局次長 岡本 透					
	財政班: 班長 金森正彦, 主任 佐々木雅一, 班員 遠藤 愛					
	計画班: 班長 千葉博昭, 主任 赤間幸人, 班員 高橋 健					
その他	パシフィックコンサルタンツ(株): 安本賢司, 吉田洋子, 川村 恵					
傍聴者	一般 7 名 ・ 報道関係 0 名(0 社)					
委員長の署名						

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 地域審議会の設置について

(2) 次回開催日程について

第11回小委員会

日 時 平成16年1月23日(金) 午前9時30分～

開催場所 三本木町役場 ふれあいホール

4. その他

5. 閉会あいさつ

6. 閉 会

議事の概要

1. 開会…事務局 計画班 赤間主任(司会進行)

2. あいさつ…堀江委員長

3. 協議事項

(1) 地域審議会の設置について

堀江委員長…本日の進め方については、本小委員会正副委員長会議により検討した議論のたたき台となる資料について、事務局から説明を受けた上で議論することでよいか諮る。

委員…異議なし。

堀江委員長…事務局に資料の説明を要請。

事務局 千葉班長…資料に基づき説明。地域審議会の設置については、設置しないこととし、その期待される役割については、新たに設置予定の地域自治組織の協議の中で検討する。また、合併のデメリットを克服し、住民自らがまちづくりに参加できる体制を強化する観点から、地域共同的な事務を担う地域自治組織を設置することを基本に協議を進める旨の説明をした。さらに、地域のイメージ図については、旧市町単位に1つの地域づくり協議会と複数の協議会が設置される場合の二つの例を示し、新市全体のイメージ図においては、議会との関連などについても説明した。

堀江委員長…資料の内容も含め、委員に意見を要請。

遠藤委員…地域審議会及び地域自治組織について、地域で住民と一緒に研究を行いたいと考えており、そのための時間が必要であることから、本日の議論では結論を出さないことをお願いしたい。地域審議会を設置しないという案(たたき台)であるが、地域審議会と地域自治組織の役割については、はっきりと分けた形で位置付けすべきと考える。特に地域審議会については、合併特例法に定められており、自分たちの地域に関する計画について意見等を言える組織は必要であると思われることから、地域審議会を設置すべきと考える。さらに資料(1)の1)の最終項目に、「地域審議会の設置は、…市町村間の綱引きになりかねず…」とあるが、旧市町単位に設けられた地域審議会が他の地域の計画(事業)について意見を言うようであればその懸念も考えられるが、自分たちの地域に関する計画(事業)に意見する組織であるので心配ないのではないかとの意見。

三神委員…市長からの諮問等に対して、新市全体を網羅するような審議会等の設置も必要だと感じている。また、地域審議会の機能を地域自治組織に持たせることも可能であると考え。ただ留意すべき点は、地方政府(新市)に中央集権的な機能を持たせるのではなく、地域内分権も視野に入れるべきであり、そのためには地域自治組織をしっかり確立しておく必要があると思う。総合支所と地域自治組織が連携を図りながら地域が活き活きと活動できるような仕組みが大切であるとの意見。

堀江委員長…議論のたたき台となる資料の作成過程を説明。さらに意見を要請。

武藤委員・・・前回小委員会の橋本委員の意見に賛同した。地域審議会も良いと思うが議会と重なるイメージがあり、なんとなくすっきりしない。住民自らが組織できるような自治組織で、なおかつ、あまり行政が関与しない組織であって欲しい。行政はあくまでも住民自治を育てるといふ立場での関与であって、そのような考え方でまとめていってはどうかとの意見。

丸委員・・・地域審議会は、行政で作られた組織の中で諮問に対して意見するところというイメージであり、地域自治組織は従来でいう上意下達からボトムアップということになるのだと思う。つまり初めに住民ありきのスタイルでいろいろな協議が進められるのではないかと考えている。行政から協議して下さいとか意見を下さいというのではなく、住民が常日頃考えていることを表現できる場として、まちづくり協議会なり地域づくり協議会が組織されるべきと考える。地域審議会については、その役割は理解できるが、議会の屋上屋という感じもするので慎重に検討すべきとの意見。

佐藤(勝)委員・・・地域自治組織の中に、諮問の機能を持たせるべきであると考えている。これまでの協議内容(新市の名称、合併特例債の配分)からみても地域の疎外感も薄くなってきているのではないと思う。周辺地域住民の不安面から言えば地域審議会はもう必要ないと考えるし、まちづくり協議会等を設置することで住民自治を推進していけるのであれば、たたき台(案)のとおりで良いとの意見。

門間委員・・・地域審議会と議会との関わりについては、新市において選挙区選挙となるものの、あくまでも議会は旧市町の代表という位置付けにはならない。地域審議会の設置については、合併後の評価機関として重要であるし、合併に向けての住民に対するセーフティガードのような機関であり、その機能は非常に大切だと認識している。したがって地域審議会という名称にするかどうかは別にしても、その機能を持った組織は必要であり、地域の住民説明会においても地域審議会を説明し住民不安を取り除く説明を行っている。地域自治組織に機能を持たせる方法もあるが、自治組織というのであれば、地域の一体的な自治を住民自ら推進していこうとする位置付けに限定した方が良いのではないかと意見。

門脇委員・・・新市建設計画の進捗状況のチェックや合併後の住民のアフターケアも非常に大切であると考えている。ただし、法的につくるのではなく、大崎市流というか住民が車座になって話しができる雰囲気大切であり、協議会に住民代表という立場で参加しているが、もう少し小さな括りの中でいろいろな意見を出し合って新市の体制づくりを強化していくことが必要であると思う。そのためには目的をきちんと伝え、機能させていく仕組みづくりが必要ではないかと考えている。したがって機能の持たせ方によっては、地域審議会が必要ないと思うし、誰のための合併かということの基本にすると、色々な人の意見が入って新市の組み立てをしていくことを我々は検討すべきではないかと意見。

白旗委員・・・地域審議会にどれだけの機能を持たせるのかははっきり決まっていなため、人によって資料から受ける地域審議会の役割等がそれぞれ異なっているのではないかと感じる。そのため、地域審議会には有った方が良く、無い方が良く、他の組織に機能を持たせても良い等の様々な意見が出てくるのだと思うとの意見。

高橋(義)委員・・・地域審議会行政との関わりの中で大きな位置を占めるものと思っていたが、地域自治組織との関連を考えると複雑化してしまう。新市において住民の声(問題・課題)を聞くといった機能が重要であるため、その機能を地域審議会に持たせるのか地域自治組織に持たせるのか判断がつかないところである。地域審議会と地域自治組織をもっと掘り下げて考えることが必要だと思う。単純に考えると双方を設置した場合、2重構造になる可能性も考えられるとの意見。

鹿野(文)委員・・・本日の会議は何時まで、どの程度の内容とするのか。また何回の会議で結論づけるのかを聞かせてほしいとの要請。

堀江委員長・・・本日の会議は遅くとも4時30分くらいまでと考えている。本日は結論まで出そうとは考えていない。次回会議では、地域審議会について結論づけ、次回以降で地域自治組織の検討も考えていると回答。

佐藤（武）委員…これまで1市6町はそれぞれ独自の個性的なまちづくりを行ってきており、合併した際にサービス格差の是正（平準）や激変を緩和するといったことは大変なことだと感じていた。地域審議会がどうか、地域自治組織がどうかというのではなく、我々が新市をつくる時に何か独自のもの（大崎市流）を持つべきであろうとは思っていた。行政サービスについては、ある一定レベルまでは新市全体として引き上げ、それ以上はこれまでの各市町の独自性を活かして、今までの自治体の区域での裁量を多少認めてもよいのではないかという思いがあり、ある。したがってある程度の予算と裁量を地域（旧市町単位）に与え、運営できる組織をつくるべきであると思う。また、旧市町単位といっても、人口7万人と人口1万人では当然規模が違うわけであるから、その辺の裁量も認めてあげるべきではないかとの意見。

鹿野（文）委員…地域審議会の設置の結論は急ぐ必要はないと考えている。地域審議会は合併特例法という時限立法でつくられた組織であり、さらにその設置については自由選択によるものである。その点を共通の認識として捉えていただきたい。第27次地方制度調査会において地域自治組織をつくっていかうという答申が出された。しかしこれは本来、合併とは関係なく、地方自治法の改正の中で行っていくものであり、地域自治組織（ここではまちづくり協議会）は普遍的なものである。地方自治の中で、地域自治組織は住民自治を貫くために必要で普遍的な理念として立ち上げられている。したがって地域審議会と地域自治組織はそもそも別なところにあると考えていきたい。地域自治組織（住民自治）を大崎市では大崎流のことをやっていかうというのが共通の思いであるが、ではどんな大崎流が良いかを考えていかなければならない。総務省では法案の成立時期もあることから、合併しようとする市町村に対し、ぼやっとした案文を考えることも検討しており、その案文の中で合併を推進するように言っている。現時点においては、地域自治組織に地域審議会の役割を持たせるか持たせないか一方に偏った意見でまとめるのは難しいと思うし、地域自治組織の創造においても、ぼやっとした表現に止めてはどうか。新しい合併特例法のなかに地域審議会の項目が入るか入らないかもわからないとなればなおさらのことである。新市になり新しい市長が誕生しても、地域自治組織はそう簡単には生まれてこない。住民自治（地域自治組織）は、月日とともに積み上げられていくもので、カテゴリー別の自治組織も検討したい。したがって地域自治組織が機能するまでの途中経過として、新市長が施策を行う上においても地域審議会があつて良いと考える。もっと柔軟に検討すべきではないだろうかとの意見。

堀江委員長…地域自治組織については今後継続して検討しなければならないと考えるが、本日の議論のたたき台資料を検討していく過程で、向こう5年くらい地域審議会を設置し、その間の法制定後に自治組織を構築するといった意見もあったが、5年のうちに構築していくとなると、それぞれの地域で培った組織が、合併によって寂れてしまうという懸念がある。よって自治組織のような地域活動に関わるものは、合併と同時になんらかの形で位置づけられないと住民不安は解消されないといった理由により、本日のたたき台資料となった。県の見解として千葉委員及び菅原委員に意見を要請。

千葉委員…現行の合併特例法が失効したのちの新法がどうなるのか、また法案も制定されていないことから地域自治組織の中で地域審議会の案件が審議できるのかも現段階では明確ではないのが実態である。しかし地制調でも住民が主権者であるといったことは重要なテーマとして議論が展開されていることなどから、総務省では合併特例法に変わる新法を検討しているところであるが、個人的な見解としては、現段階で自治組織を結論づけるのは困難であると考えている。また地域の自発的な活動を積極的に展開している事例として、広島県高宮町や京都府美山町の自治組織は、町からの補助金のほか、各世帯から負担金を徴収して運営しており、活発な自治活動をしていると紹介した。

菅原委員…地域審議会や地域自治組織の目的や役割は明確であり、地域自治組織の中で地域審議会の役割を担うことができるのかなどについて、総務省へ確認することを考えていると意見。

堀江委員長…年内に田尻町議会で総務省自治行政課へ出向き、地域自治組織について話を伺ったところ、基本的には地域住民が自発的に独自の組織を構築できるようなものと考えていると

の意向であった。完全なものでないにしろ、合併を機会に地域住民の活動を活発化させる仕組みにより、合併をスタートできればと考えている。地域自治組織の中で地域審議会の機能を果たすことができるのかについても今後調査し報告する。ここで10分間休憩とする。

《10分間休憩》

堀江委員長…委員へ意見を要請。

三浦委員…地域の意見が反映されないといった懸念を解消するために地域審議会というものがあると住民へ説明してきたが、役割が明確であれば地域自治組織でも良いと考える。地域審議会の役割を担う自治組織を構築するのであれば、現在の自治的組織とは別の組織を構築し、権限委譲もすべきと考える。また大崎に合った組織を構築するため、結論を急がず議論を重ねるべきであり、具体的な地域名等を資料にまだ載せない方がよいのではないかと意見。

堀江委員長…慎重な議論は必要と考えるが、本小委員会への付託事項の結論を協議会へ報告しなければならぬスケジュールもあり、ご理解願いたいと回答。

白旗委員…法律に基づき構築するのは理解できるが、法律がどう制定されるか明確でない状況の中で、法律の制定を待たないと結論づけできないということはないと考える。必要な組織について住民側の観点を取り入れて議論してほしいとの意見。

小原委員…地域審議会、地域自治組織の目的や役割は、合併による住民不安を解消するためのものであり、呼び名には拘らず目的と役割に拘るべきである。大崎市らしさのある一体的なまちづくり協議会なる組織が現時点では最善と考えるとの意見。

堀江委員長…その他意見がなければ本日の協議は以上で終了としてよいか諮る。

佐藤(仁)委員…確認と提案をさせて頂く。新市の住民自治によって、住民の声が届く安心感のある組織を合併前に構築すべきといった委員長の話しであり、これまでの委員の意見であったことを確認しておきたい。また「平成デモクラシー」や「地方政府」という言葉の意味と、「住民主体の自治」を骨格とした組織を検討していかなければならぬし、合併協議関係者の意思を大崎14万市民に訴える住民自治憲章なるものが必要と考えるとの意見。

狩野委員…今後のスケジュールが重要である。時間を掛けた慎重な議論は必要であるが、本小委員会の今後の審議事項や、地域審議会や地域自治組織の最終答申時期によって議論の内容が変わってくる。またそれぞれの地域住民への説明時期も近づいており、5月の調印のためには3月くらいから住民への説明をしなければならぬと考えられるため、スケジュールを念頭に進めなければならぬとの意見。

堀江委員長…本小委員会の今後のスケジュールについて事務局に説明を要請。

事務局 佐藤局長…事務局の考えでは5月の調印を目指しているため、地域審議会の設置の有無を含めた協定項目については3月中に結論を得たいと考えている。また仮に、地域審議会については一定の方向性を示し、自治組織の具体は合併までに検討するといった内容の結論も考えられると回答。

堀江委員長…今後の小委員会の開催は、1月と2月にそれぞれ1回ずつを予定しており、その中で地域審議会の設置について結論づけたいと考えており、自治組織については、早急に結論を出し報告しなくてはならないことではないので時間を掛けて議論すべきと考える。なお自治組織の中に地域審議会の機能を設置することが可能かについては、関係機関に指導頂き報告できるよう準備する。その他の意見がなければ協議事項(1)地域審議会の設置の協議は以上で終了とする。

(2) 次回開催日程について

堀江委員長…次回の開催日程について事務局へ説明を要請。

事務局 岡本次長…第11回小委員会は、1月23日 金曜日 午前9時30分から三本木町役場ふれあいホールで開催したいと説明。

堀江委員長…委員へ諮る。

委員…異議なし。

遠藤委員…次回の協議事項も本日と同様に地域審議会になるのか。地域審議会については、で

きれば一定の期間で住民と意見交換した後に本小委員会で再度議論したいと考える。地域審議会以外の協議事項もあるのか質問。

事務局 千葉班長…次回小委員会の協議事項は地域審議会の案件のほかに、新市建設計画の県への本協議について協議頂く予定としている。具体的には、県への事前協議の回答が1月19日以降に予定されており、その内容を示した上で本協議に向けての訂正箇所等を検討頂く。また県の事前協議段階で空欄であった「地域医療体制の充実」について、地域医療小委員会の中間報告が出されたので協議頂く。「個性を磨く地域自治組織の創造」についても本日と次回の議論を踏まえて文言整理し協議頂く予定としていた。提案のあった地域審議会の設置についての協議を次々回の議案とすることで承認頂ければ、次回は建設計画のみの協議になると回答。

堀江委員長…地域審議会については本日のような意見交換は出てくるかと思うが、次回の議論で結論づけることはしないといったことでよいか委員へ諮る。

委員…異議なし。

堀江委員長…以上で本日の協議事項を終了する。

4. その他

事務局 赤間主任…小委員会資料については、極力事前送付をするよう努力しているが、場合によっては、本日同様当日配布になることもあるのでご理解願いたいと依頼。

5. 閉会あいさつ…佐藤副委員長

6. 閉会…事務局 計画班 赤間主任